

令和6年度健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を公表することになりました。

八丈町の令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

1. 令和6年度健全化判断比率

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	15.00	20.00
連結実質公債費比率	—	20.00	40.00
実 質 公 債 費 比 率	11.1	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額並びに将来負担額がない場合は、「—」で表示します。

○実質赤字比率

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

○連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

●財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都知事へ報告しなければなりません。

●財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければなりません。

2. 令和6年度資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業	—	20.0
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	—	20.0
病 院 事 業	—	20.0
浄化槽設置管理事業	—	20.0

※資金不足額がない場合「—」で表示します。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

●公営企業の経営の健全化

資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として経営健全化計画を定めなければなりません。